

2026年度 京都産業大学 | 学生・こども総合保険

学生総合補償制度 のご案内

学生生活を安心して過ごすために必見！

団体割引
15%適用

ご入学おめでとうございます。この保険は、京都産業大学にご入学される方の制度で、学校法人京都産業大学が保険契約者となる団体保険です。

“万が一”にも手厚く サポート！

携行品損害
生活用動産

病気の補償

借家人
賠償責任育英費用
学資費用

賠償責任

ケガの補償



お申込締切日

2026年3月31日(火)

お早めに
手続き
ください

なるべくお早めにお申し込みください。なお、締切日が過ぎましてもご加入は可能です。裏表紙の代理店・扱者までお問い合わせください。

2つのお申込方法

1 Web スマホ・PCで簡単申込！

- ① 二次元コードよりアクセスしてお申込手続をお願いします。
- ② 保険料をクレジットカード決済やお近くのコンビニにて払込ください。



WEBでお申込みいただく場合、「払込取扱票(加入申込票)」「書面」等は実際の画面や項目名等、「記入」は「入力」等に読み替えてください。

2 郵便振込 ゆうちょ銀行・郵便局

同封の加入申込票兼払込取扱票にご記入いただき、お近くのゆうちょ銀行・郵便局にて払込ください。

補償期間(保険期間)

2026年4月1日 午前0時～
2030年3月31日 午後4時の4年間

自転車通学の方に

自転車条例に対応！

この保険に加入すると大学の自転車通学登録基準を満たします。



むすんで、うみだす。

京都産業大学

学生総合補償制度のお勧め（ご案内）



京都産業大学 学長
在間 敬子

拝啓 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたびは、ご子女が本学入学試験に合格されましたこと、心からお祝い申し上げます。また、4月から京都産業大学の学生として有意義な生活を送られるよう心から期待しております。

さて、これから大学生としての生活が始まりますが、高校までとは大きく異なり、国内・海外を問わず活動のフィールドが広がり、さらに親元を離れての一人暮らし、遠距離の通学、就職活動、アルバイト、友人との旅行、また自動車・バイクを運転する機会も多くなるなど、学生自身が事件・事故の被害者や加害者にいつなってもおかしくない状況となります。

本学では、正課中、学校行事中、課外活動中等の事故に備えて本学が保険料を負担して「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が加入しています。

しかしながら、「学生教育研究災害傷害保険」は正規の教育・研究活動中等の事故に限定されており、普段の生活中はもちろん、通学中の事故も補償の対象外となります。

また、京都府では「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、2018年4月1日から「自転車損害保険等への加入」が義務化されました。

そこで本学では、こういったリスクに備えていただくために、任意加入の制度ではございますが、『京都産業大学学生総合補償制度（損害保険）』を推薦しております。

本制度は学内外や時間帯を問わず、交通事故やクラブ活動中、海外を含む旅行中のケガ・死亡など補償の対象が幅広いことが特長です。加えて、第三者に損害を与えた場合の損害賠償費用や保護者の方が万一不慮の事故で亡くなられた場合の育英費用が補償されます。保険料は団体割引が適用されています。

この三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社とする学生総合補償制度（学校法人京都産業大学100%出資会社の「株式会社サギタリウス企画」が代理店として本制度を取り扱います。）のご案内冊子をご覧いただき、是非この機会にご加入をご検討ください。

敬 具

※本制度と類似する他の保険制度の案内は、本学とは一切関係がありませんので、ご注意ください。

学生総合補償制度の特徴

特徴 1

賠償責任保険金は**自転車事故**や**インターンシップ中の損害**賠償責任を**最大3億円**まで補償

※1 保険金の支払い対象外となる場合があるため、補償内容は「学生・こども総合保険の概要」をご確認ください。
※2 有償のインターンシップは対象となりません

特徴 2

保険料は**団体割引15%**が適用され、京都産業大学のスケールメリットを活かした保険料で加入できます。

特徴 3

ケガや病気による入院保険金および手術保険金などを補償

特徴 4

万一扶養者の方が亡くなられた場合**育英費用・学資費用**を補償

特徴 5

天災危険による**ケガ**や**熱中症・食中毒**を補償

特徴 6

スマホ・ノートパソコンなどの**身の回り品**の損害を補償

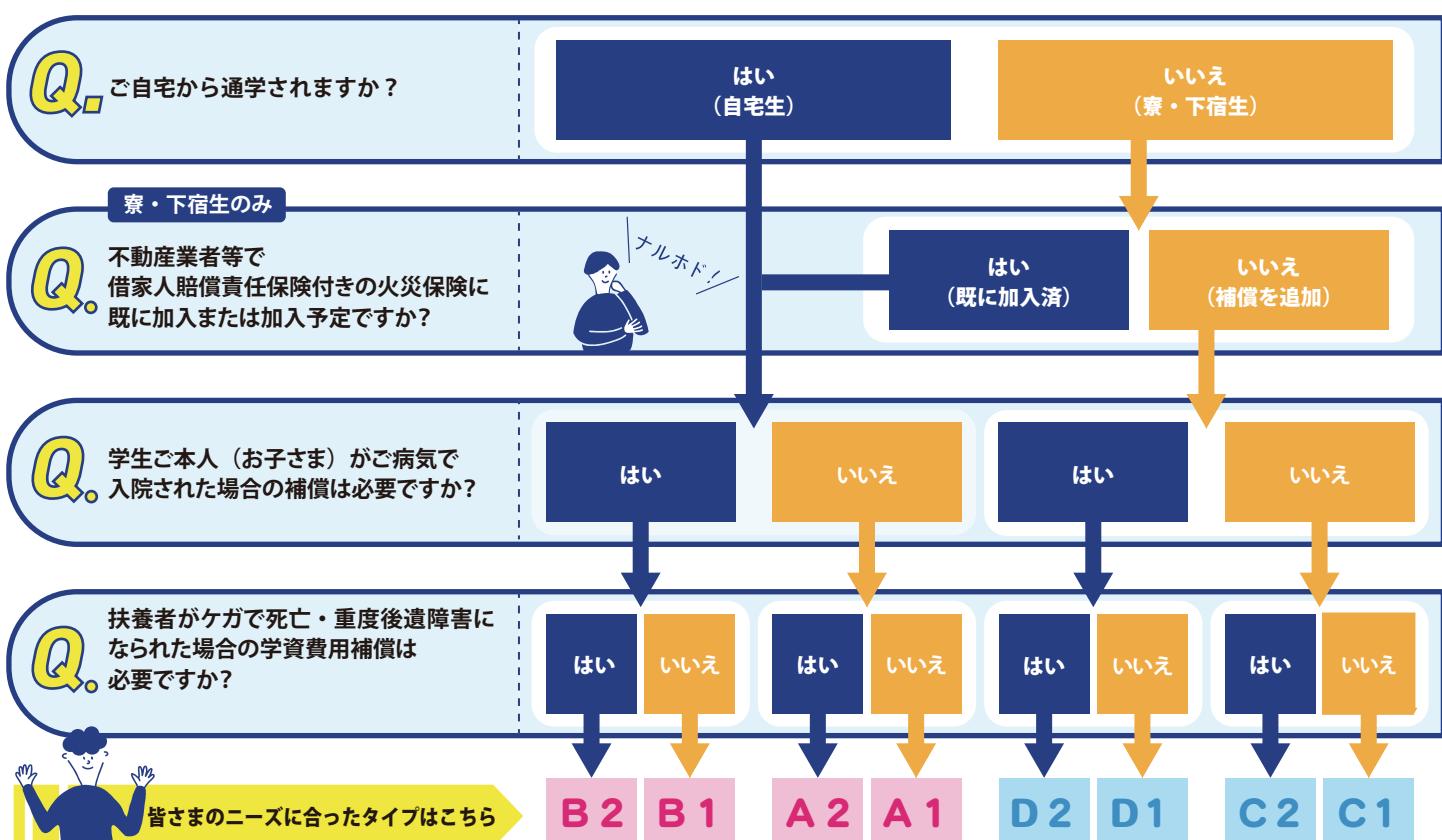
●ご加入いただくプランによって、保険金の支払い対象外となる場合もあります。タイプ別の補償内容はP.5「保険金額と保険料」をご確認ください。

選べる8つの補償タイプ

ケガを補償する A タイプを 2 種類 (A1、A2)、ケガに加えて保険期間中に発生した病気による入院・手術・放射線治療を補償する B タイプを 2 種類 (B1、B2)、さらに、寮・下宿生のための「借家人賠償責任」「生活用動産」補償を追加した 4 種類 (C1、C2、D1、D2) をご用意いたしました。

また、各タイプで学資費用を補償するタイプ (A2、B2、C2、D2) や、自宅外での身の回り品を補償するタイプ (A1、A2、B1、B2) もご用意しております。皆さまのニーズに合わせてお選びいただけます。

加入タイプは皆さまのニーズに合わせてお選びください。



皆さまのニーズに合ったタイプはこれら

京都産業大学の学生総合補償制度は 学生生活のさまざまなリスクをサポートします

本学が加入している保険・互助会制度ではカバーしきれない4年間のさまざまなリスクに備えられます。学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。卒業予定時までの長期契約ですので一度のお手続きで卒業まで補償が続けます。

賠償責任 補償

日常生活上の損害賠償事故を起こし、法律上の損害賠償責任を負われたときのための備えです。

お子さま(本人)だけではなく、お子さま・親権者と同居のご親族の方等も補償の対象となります。(詳しくは、P.10をご参照ください。) 3億円までの高額賠償に対応できます。

例えば…
自転車でぶつかって他人にケガをさせてしまった



京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例をご存じですか？

同条例では、個人の自転車利用者にも「自転車損害保険等への加入」が義務付けられています。京都産業大学でも、自転車で通学される方には賠償責任保険の加入をお願いしています。なお、本制度の賠償責任補償は、自転車事故を含め、日常生活において法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等を補償します。



本人のケガ 補償

日常のケガによる死亡・後遺障害、通院、入院、手術のための備えです。

学校内だけでなく、ご家庭やアルバイト、スポーツ、レジャー、旅行などのケガも補償します。

例えば…
地震によるケガ(天災危険補償特約付)、友人と行ったキャンプで食中毒にあった熱中症で倒れ入院した



本人の病気 補償 (B・Dタイプのみ)

病気による入院や手術・放射線治療のための備えです。

例えば…
インフルエンザに感染し、入院した
細菌性の腸炎で入院した



携行品 損害補償

自宅外での身の回り品(スマホ・ノート型パソコンなど)の損害のための備えです。

例えば…
外出先で誤ってノート型パソコンやカメラ、スマホを落として壊した、
路上でカバンをひったくられた



天災危険 補償

地震等によるケガの補償です。

地震・噴火またはこれらによる津波が原因のケガも補償されます。

◆寮・下宿生のための補償 (寮・下宿生専用)

借家人 賠償責任補償



(日本国内のみ補償)

借りている部屋を壊したりして、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

生活用 動産補償



(日本国内のみ補償)

偶然な事故によって発生した家財等の生活に通常必要な動産(携行している身の回り品を含む)の損害を補償。
※ただし、ご実家など親族が居住している建物内にある被保険者の生活用動産は補償の対象に含まれません。

◆扶養者に万一のことがあった場合

大学生のお子さまが卒業するまでに必要な費用をご存じですか？

卒業までの4年間に約 **693万円**
(学費+生活費) 必要です！



※私立大学自宅通学生の場合 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「令和4年度学生生活調査」より

扶養者の方がケガにより死亡されたり重度の後遺障害になられた時の備えです。

（注）扶養者の方が病気により亡くなられたり、病気により重度後遺障害になられた場合は、お支払いの対象となりません。

育英費用 補償

保険金額の全額をお支払いします。（一時金）

例えば…

入学後、ある日突然、学費を負担してくれていた父親が交通事故で亡くなってしまった。



学資費用 補償 (A2・B2・C2・D2タイプのみ)

被保険者（学生本人）が実際に負担した費用（授業料・施設設備費等）の実費をお支払いします。

下記の **★学資費用保険金のお支払例** をご確認ください。

「学資費用とは」…

在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。



★学資費用保険金のお支払例

〔ご契約条件〕 A2・B2・C2・D2 タイプのみ

保険期間	2026年4月1日～2030年3月31日 (入学時にご加入)
学業費用支払対象期間	2026年4月1日～2030年3月31日
学資費用保険金額	100万円

扶養者が事故により扶養不能状態となった日の翌日以降、
負担した学資費用を**実額**で支払年度ごとに
学資費用保険金額を限度に補償します。
(ただし学業費用支払対象期間中に発生した費用に限ります)

1回だけでなく、**毎年支払われます！**

〔実際にかかった費用〕

授業料	100万円 (年間実額)
-----	-----------------

学資費用保険金 学資費用保険金 学資費用保険金

100万円

100万円

100万円

学資費用保険金
50万円

扶養不能となった日
1年次の
4月30日の場合

秋学期 春学期・秋学期 春学期・秋学期 春学期・秋学期
1年次 ▶ 2年次 ▶ 3年次 ▶ 4年次

※扶養者が扶養不能状態となった日の翌日よりも前に支払った学資費用は補償されません。

扶養者の方が地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガのため死亡されたり、重度後遺障害になられた場合も補償されます。

保険金額と保険料

団体割引 15% 適用

1日あたりに
換算すると約 30円~
※A1プランの場合

自宅生用 (下宿の方もご加入いただくことが可能です。)

寮・下宿生専用

		Aタイプ ケガの補償タイプ		Bタイプ ケガと病気の補償タイプ		Cタイプ ケガの補償タイプ		Dタイプ ケガと病気の補償タイプ						
契約タイプ		A1	A2 	B1	B2 	C1	C2 	D1	D2 					
保険料 (4年間分一括払)		43,000円	72,000円	61,000円	99,000円	53,000円	82,000円	71,000円	109,000円					
賠償責任保険金額	3 億円													
ケ ガ	死亡・後遺障害保険金額	57.6 万円	157.3 万円	252.6 万円	401.4 万円	116.2万円	215.8万円	311.1万円	459.9万円					
	後遺障害保険金の追加支払	57.6 万円	157.3 万円	252.6 万円	401.4 万円	116.2万円	215.8万円	311.1万円	459.9万円					
	入院保険金日額	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円					
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の <u>10倍</u> 入院中以外の手術の場合は入院保険金日額の <u>5倍</u>												
病 気	通院保険金日額	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	3,000円					
	疾病入院保険金日額	補償なし		3,000円	6,000円	補償なし		3,000円	6,000円					
	疾病手術保険金			入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の <u>10倍</u> 入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の <u>5倍</u>				入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の <u>10倍</u> 入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の <u>5倍</u>						
	放射線治療保険金			1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の <u>10倍</u>				1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の <u>10倍</u>						
学資費用保険金額 		補償なし	100 万円	補償なし	100 万円	補償なし	100万円	補償なし	100万円					
携行品損害保険金額 (免責金額: 3,000円)		10 万円		10 万円			補償なし		補償なし					
借家人賠償責任保険金額		補償なし				1,000万円								
生活用動産保険金額						30万円								
育英費用保険金額		100万円												
天災危険補償特約		補償あり												
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約		補償あり												
熱中症危険補償特約		補償あり												

■寮・下宿生でも「自宅生用」のプランを選択することは可能です。

■契約途中で、プランを変更することも可能です。詳細は代理店・扱者へお問合せください。

※〈本保険にセットされている特約〉

全てのタイプ: 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約・天災危険補償特約・熱中症危険補償特約・長期保険特約

A・Bタイプのみ: 携行品損害補償特約 (新価保険特約 (携行品損害補償特約用) セット)

B・Dタイプのみ: 疾病補償基本特約

C・Dタイプのみ: 借家人賠償責任補償 (オールリスク) 特約・生活用動産補償 (実損補償型) 特約 (新価保険特約 (生活用動産補償特約用) セット)

A2・B2・C2・D2 セットのみ: 学資費用補償特約

※〈後遺障害保険金のお支払いについて〉

後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払します。

上記、後遺障害保険金の追加支払金額は、後遺障害保険金が追加支払される場合の最高額を表示しています。

■上記は職種級別A (学生等) の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

■前年度で加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

■賠償責任・育英費用・借家人賠償責任・生活用動産補償・学資費用・携行品損害がセットされている保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約 (学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。上記以外のタイプをご希望の場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

■B・Dタイプは、保険始期末時点で満29才以下の方のみご加入いただけます。

■学資費用保険金の支払対象期間は 2030年3月31日までとなります。

■生活用動産保険金の免責金額は、1回の事故につき、盗難の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の場合1万円となります。

◆ それぞれの補償内容と保険料をご確認いただき、ニーズにあったタイプにお申込みください。なお、保険料は4年間分を一括で払込みいただきます。

お申込み手順 方法①・②からお選びください

方法① | Web にてお申込み クレジットカードやコンビニで払込み

方法①
Web 申込

STEP 1 Web 加入システムへアクセス

スマホやパソコンで簡単申込！
二次元コードまたはURLよりアクセスしてください。
<https://builtin.dantai.ms-ins.com/collaborate?groupAgreementNo=NC18275937>

STEP 2 お申込内容の入力

以下の画面遷移に従ってご入力ください。
補償プラン選択 ▶ 被保険者(学生)情報入力 ▶ 加入者情報入力 ▶ 重要事項確認 ▶ (STEP3に続く)

STEP 3 保険料の払込方法

決済 ▶ 申込完了
※決済方法はクレジットカード (VISA,Master)
もしくは Web コンビニ決済となります。

申込完了 お手続き完了

お申込完了のお知らせがメールで届きます。
加入者証が到着するまで大切に保管してください。



方法② | 郵便振込にてお申込み ゆうちょ銀行・郵便局で払込み

方法②
郵便振込申込

STEP 1 加入プランの選択

STEP 2 加入申込票兼払込取扱票を記入

同封の加入申込票兼払込取扱票をご記入ください。
※Web サイトにアクセスする必要はありません。

STEP 3 お申込み・保険料の払込方法

お近くのゆうちょ銀行・郵便局の窓口もしくは払込機能付 ATM でお手続きください。
払込取扱票は加入申込票になっていますので、必ずこの払込取扱票にて払込ください。

申込完了 お手続き完了

加入者証が到着するまで払込受領証が加入の証となります。
大切に保管してください。



補償期間（保険期間）	申込締切日
2026年4月1日前0時～2030年3月31日午後4時	2026年3月31日（火）
この保険は補償開始時刻が保険始期日午前0時のため、前年に同日の午後4時が保険終期となる他の保険があると、補償が16時間重複します。この16時間に事故が発生した場合は、両方の保険に対し保険金請求が可能です。	加入者証発送時期
	2026年5月中旬から6月の予定

こんな時のQ & A

Q1 京都産業大学の学生なら誰でも加入できますか？

A1 どなたでも加入できます。
なお、本保険は学校法人京都産業大学が保険契約者となる団体契約であり、保険料に団体割引が適用されています。

Q2 「育英費用保険金」における「扶養者」の定義は何ですか？

A2 被保険者（学生）を扶養している方で、かつ、次の条件をすべて満たしている方となります。
①被保険者（学生）の親権者であること（被保険者が成年である場合を除きます。）
②被保険者（学生）と同居していること（下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。）
③被保険者（学生）の属する世帯の生計を維持していること。
しかし親権者が死亡している等の事情により、一部例外もありますので、詳しくは代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

Q3 保険金の請求時に医師の診断書が必要ですか？

A3 保険金請求額が30万円以下の場合は省略可能です。
(代わりにケガの場合は「診療状況申告書」、病気の場合は「入院・通院・手術状況申告書」+「診療明細書(写)」をご提出いただきます。)

Q4 バイクで事故にあった場合も補償されますか？

A4 被保険者ご自身がケガをされた場合の傷害保険金は補償の対象となります。が、賠償責任保険金は補償の対象外となります。別途自動車保険にご加入ください。

Q5 海外の事故でも補償されますか？

A5 借家人賠償責任と生活用動産および賠償責任の一部は日本国内のみ補償ですが、その他の補償は日本国内外を問いません。

Q6 入学後に運動部に所属しようと思うのですが、スポーツ中のケガも補償されますか？

A6 補償されます。ただし以下のスポーツは対象外となります。
山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)、操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動
(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
(*2) グライダーおよび飛行船は含みません。
(*3) 職務として操縦する場合は含みません。
(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
また、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル等によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)のケガについても補償の対象外となります。

Q7 クラブ活動中、熱中症で通院や入院をした場合、保険金は支払われますか？

A7 本プランは熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金)をお支払いします。

学生・こども総合保険の概要

※印を付した用語については、P.13からの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	死亡 保険金	<p>死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1) 死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <p>(注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に発生した事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用車※を用いて競技等※をしている間のケガ
	後遺障害 保険金	<p>死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に発生した事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	後遺障害 保険金の 追加支払	<p>お支払いした後遺障害保険金の額 × 加入者証等記載の倍数（1倍）</p>	など
	入院 保険金	<p>入院保険金日額 × 入院※した日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
	手術 保険金	<p>①入院※中に受けた手術※の場合 入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 入院保険金日額 × 5</p> <p>(注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	
通院 保険金	<p>保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合</p> <p>(注) 通院されない場合で、所定の部位※を固定するためにギプス等※を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師※の指示による固定（*）であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。</p> <p>次ページにつづく</p>	<p>通院保険金日額 × 通院※した日数</p> <p>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
通院保険金	前ページからのつづき (*1) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。		
育英費用保険金	扶養者が、保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡されたり、重度後遺障害*の状態になられた場合	<p>育英費用保険金額の全額</p> <p>(注 1) 育英費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注 2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、扶養者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 閩争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 入浴中の溺水*（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎など
疾病入院保険金 ★疾病補償基本特約 欄外(☆)参考 (B・Dタイプ)	保険期間の開始後（*1）に発病*した病気*のため、保険期間中に、入院*された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	<p>疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数</p> <p>(注 1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*（180 日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1 回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（180 日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数</p> <p>(注 2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 閩争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害（*1）およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ● 妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常（*2）の場合は、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*など
疾病保険金	<p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（180 日）中に手術*を受けられたとき。</p> <p>② 保険期間の開始後（*1）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合</p> <p>(*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1 回の手術*について、次の額をお支払いします。</p> <p>① 疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合</p> <p>疾病入院保険金日額 × 10</p> <p>② ①以外の手術の場合</p> <p>疾病入院保険金日額 × 5</p> <p>(注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>① 同一の日に複数回の手術を受けた場合</p> <p>疾病手術保険金の額の高いいすれか 1 つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>② 1 回の手術を 2 日以上にわたって受けた場合</p> <p>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>③ 医科診療報酬点数表に手術料が 1 日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合</p> <p>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が 1 回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合</p> <p>その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて 14 日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>(注) 保険期間の開始時（*3）より前に発病*した病気（*4）については、保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日（*5）からご加入の継続する期間を遡及して 1 年（保険期間が 1 年を超えるご契約の場合は 2 年となります。）以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>（*1）「精神障害」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類コード F00 から F99 に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によります。</p> <p>（*2）「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類コード O 00 から O 7 9 まで、O 8 1 から O 9 までに規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によります。</p> <p>（*3）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>（*4）疾病入院の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>（*5）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金 放射線治療保険金 ★疾病補償基本特約 欄外(☆)参考 (B・Dタイプ)	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気[*]の治療[*]のために疾病入院保険金の支払対象期間^{*(180日)}中に放射線治療[*]を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後^{*(*)}に発病[*]した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合</p> <p>(*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療[*]について、次の額をお支払いします。 【疾病入院保険金日額】× [10]</p> <p>(注1) 同一日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>	P.9 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ
賠償責任保険金 ★賠償責任条項の一部変更に関する特約セット	<p>次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物^{*(1)}を壊したりしたこと。</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^{*(2)}を運行不能^{*(3)}にさせたこと。</p> <p>③補償対象受託物^{*(4)}の損壊、紛失または盗難^{*(5)}</p> <p>ア.住宅^{*(6)}の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア.からオ.までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者[*]および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。 ア. 本人、イ. 親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ. 配偶者、エ. 本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ. 本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子</p> <p>(*1) 情報機器等に記録された情報を含みます。 (*2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (*3) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをおいいます。 (*4) 「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます)から預かった財物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*5) 上記③に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物^{*(4)}につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (*6) 被保険者の居住の用に供される住宅をい、敷地を含みます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+【判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金】-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額^{*(0円)}</p> <p>(注1) 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①および②の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p><保険金をお支払いする場合>①～③に共通の事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターナンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用者が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 <p>など</p> <p><「保険金をお支払いする場合」①、②に適用される事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 <p>など</p> <p><「保険金をお支払いする場合」③に適用される事由></p> <ul style="list-style-type: none"> ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、飲酒運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや濡入による補償受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償受託物の損壊による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことによる損害賠償責任 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 ★学業費用 保険金 補償特約 (A2・B2・C2・ D2タイプ)	扶養者 [※] が、保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害 [※] の状態になられた場合	<p>被保険者が負担された学資費用[※]の実額</p> <p>(注1) 学業費用支払対象期間[※]中に発生した学資費用に限ります。</p> <p>(注2) 保険金のお支払額は、支払年度[※]ごとに、学資費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、扶養者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●入浴中の溺水[※](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がかかるときでも、誤嚥(えん)[※]によって発生した肺炎 ●扶養者が「保険金をお支払いする場合」に該当された時に、被保険者を扶養されていない場合など
携行品損害 保険金 ★携行品損害 補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害 補償特約用) セット ☆携行品損害補 償特約の保険 の対象の追加 に関する特約 セット (A・Bタイプ)	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(*) に損害が発生した場合 (*)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。	<p>損害の額 - 免責金額[※](1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額[※]によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額[※]によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度[※]ごとに保険金額が限度となります。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[※]の故意による損害 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害。(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用者もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害など
借家人 賠償責任 保険金 ★借家人賠償責 任補償(オーナー [※] リスク)特約 (C・Dタイプ)	保険期間中に、日本国内において、借用住宅 ^{(*)1} が被保険者の責任による事故により損壊 ^{(*)2} し、被保険者 ^{(*)3} が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負わされた場合 (*1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物または住戸室をいい、転居した場合は転居先の建物または住戸室をいいます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅次ページにつづく	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額[※](0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ●借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ●被保険者と貸主との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
借家人 賠償責任 保険金 ★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約(C・Dタイプ)	前ページからのつづき 失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (*3) 借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。	前ページからのつづき (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページからのつづき ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など
生活用動産 保険金 ★生活用動産 補償(実損 補償型)特約 ☆新価保険特約 (生活用動産 補償特約用) セット (C・Dタイプ)	保険期間中の日本国内における偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、被保険者が所有する生活用動産(*)に損害が発生した場合 (*)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゆう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。	損害の額(再調達価額*によって定めます。)-免責金額*(1回の事故につき、盗難の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の場合1万円) (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、生活用動産保険金額が限度となります。ただし、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●生活用動産の使用・管理を委託された方または被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●偶然な外來の事故に直接起因しない生活用動産の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害 ●台風、暴風雨、洪水等の風水災による損害(火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用者もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共に謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 など

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(☆) 疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による疾病入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は2年となります。)以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

(*2) 疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

補償対象外となる運動等

山岳登はん^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*) 1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

(*) 2) グライダーおよび飛行船は含みません。

(*) 3) 職務として操縦する場合は含みません。

(*) 4) モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる主な「受託物」

通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーター・ボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

補償対象外となる主な「生活用動産」

(1) 親族^{*}が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産（例：被保険者である下宿生のご実家に所在する被保険者の生活用動産等）。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産（例：被保険者である下宿生が居住している下宿の建物の戸室内の生活用動産等）については、補償の対象となります。

(2) 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、印紙、切手、定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、クーポン券、航空券、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・ひな形・鑄型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印鑑は補償の対象となります。）、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、義歯、義肢、ハンググライダー、ウインドサーフィン、パラセール、アクアラング、船舶（ヨット、モーター・ボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・自動車等^{*}およびこれらの付属品、動物、植物、テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないものを含みます。）、航空機・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、パラグライダー・サーフボード・無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、補聴器

など

補償対象外となる主な「携行品」

船舶（ヨット、モーター・ボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）・クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・稿本（本などの原稿）・設計書・図案・ひな形・鑄型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印鑑は補償の対象となります。）、テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないものを含みます。）

など

特約の説明

セットする特約	特約の説明
天災危険補償特約 (自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] の場合も、傷害保険金、育英費用保険金、学業費用補償特約の規定による学資費用保険金をお支払いします
熱中症危険補償特約 (自動セット)	急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。
細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約 (自動セット)	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。

※印の用語のご説明

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。
- 「学業費用支払対象期間」とは、扶養者^{*}が扶養不能状態となった日の翌日から、加入者証等記載の学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。
- 「学資費用」とは、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。

- 「ギブス等」とは、ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体化的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^(*)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^(*)を除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管に入ることをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間^(*)内において、疾病入院保険金の支払いの限度となる日数をいい、加入者証等記載の期間または日数とします。
- 「支払対象期間」とは、疾病入院保険金の支払いの対象となる期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、「疾病入院」が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
- 「支払年度」とは、初年度については、支払対象期間開始日^{(*)1}から1年以内に到来する支払対象期間終了日^{(*)2}の応当日までをいいます。次年度以降については、支払対象期間終了日^{(*)2}の応当日から1年間をいいます。
(*) 1 扶養者※が扶養不能状態となつた日の翌日をいいます。
(*) 2 加入者証等記載の学業費用補償特約の支払対象期間終了日をいいます。
- 「重度後遺障害」とは、後遺障害^(*)のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^{(*)1}。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）を除きます。
 - ②先進医療^(*)に該当する診療行為^{(*)2}(*) 1 ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*) 2 ②の診療行為は、治療^(*)を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^(*)、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、桡骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）。
 - ・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - ・頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下顎を一体化的に固定した場合に限ります。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^(*)および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術^(*)または放射線治療^(*)を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^(*)が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療^(*)により、治療^(*)を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^(*)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^(*)の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師^(*)が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ^(*)以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療^(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為(注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「保険価額」とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
- 「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といいます。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
- 「免責期間」とは、疾病入院保険金の支払の対象とならない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

契約概要のご説明（学生・こども総合保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合や病気になられた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなられたり重度後遺障害を負わされた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負わされた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方	保険期間の末日において満22才以下の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方（入学手続を終えた方を含みます。）に限ります。（*）						
対象となる学校教育法に定める学校	①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校（中等教育学校の後期課程含む）⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校 ⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程）⑧各種学校 ⑨専門職大学 ⑩専門職短期大学 ただし、⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。						
扶養者として指定できる方	被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること（被保険者が成年である場合を除きます。） ②被保険者と同居していること（下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。） ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること						
被保険者の範囲	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">下記以外</td> <td>払込取扱票（加入申込票）の被保険者氏名の欄に記載の方（本人）</td> </tr> <tr> <td>賠償責任保険金</td> <td>①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 (注) 同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても、実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。</td> </tr> <tr> <td>借家人賠償責任保険金</td> <td>借用戸室の貸借名義人が本人以外の場合は、本人に加えてその貸借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。</td> </tr> </table>	下記以外	払込取扱票（加入申込票）の被保険者氏名の欄に記載の方（本人）	賠償責任保険金	①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 (注) 同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても、実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。	借家人賠償責任保険金	借用戸室の貸借名義人が本人以外の場合は、本人に加えてその貸借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
下記以外	払込取扱票（加入申込票）の被保険者氏名の欄に記載の方（本人）						
賠償責任保険金	①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 (注) 同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても、実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。						
借家人賠償責任保険金	借用戸室の貸借名義人が本人以外の場合は、本人に加えてその貸借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。						

（*）1.各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。

2.入学等手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

3.保険始期時点で満1才未満または満30才以上の方は疾病補償基本特約をセットすることはできません。

4.自宅から通学している学生・生徒の方は、借家人賠償責任補償（オールリスク）特約および生活用動産補償（実損補償型）特約をセットすることはできません。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合は「学生・こども総合保険の概要」（P.8～13）のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
「学生・こども総合保険の概要」（P.8～13）をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「学生・こども総合保険の概要」（P.8～13）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

「学生・こども総合保険の概要」（P.8～13）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、4年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、払込取扱票（加入申込票）の保険期間欄およびパンフレット表紙にてご確認ください。

（5）引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」〈ご契約の引受範囲〉〈ご契約の引受範囲外〉をご参照ください。

●お客様が実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険金額と保険料」（P.5）の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知ください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては「保険金額と保険料」（P.5）の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「お申込み手順」（P.6）をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

- ご加入に際して被保険者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領收証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は学校法人京都産業大学が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、払込取扱票（加入申込票）に記載された内容のうち、「※」印などの印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。払込取扱票（加入申込票）の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」 ②他の保険契約等^(*)に関する情報
(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合
また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のくご契約の引受範囲外に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

ご契約の引受範囲	下記以外の職業
ご契約の引受範囲外	オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーやアシスタントを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ①扶養の有無または扶養者の変更 ②学校の種類の変更

（3）その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、払込取扱票（加入申込票）の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
- （＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係ない配偶者を含みません。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	普通保険約款・特約に定めております。

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があつたとき
 - 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつたとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることがあります。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*) 保険契約：その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注) 1契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約等

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	学生・こども総合保険 賠償責任条項	自動車保険 日常生活賠償(受託物 賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	学生・こども総合保険 育英費用条項	GK ケガの保険 育英費用補償特約
③	学生・こども総合保険 生活用動産補償(実損補償型)特約	火災保険 家財補償条項

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、「お申込み手順」(P.6)記載の方法により払込みください。「お申込み手順」(P.6)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「学生・こども総合保険の概要」(P.8~13)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「お申込み手順」(P.6)記載の方法により払込みください。「お申込み手順」(P.6)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

〈育英費用条項について〉

ご加入の後、次のいずれかに該当するようになった場合、育英費用条項は効力を失います。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】

銀泉株式会社 京都支店

【受付時間】平日 9:15 ~ 17:00 (土日・祝日はお休みとさせていただきます。)

075-213-4330

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」 **0120-632-277** (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



なお、②または③の事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

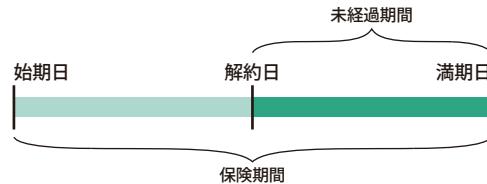
- ①引受保険会社が育英費用保険金をお支払いした場合
- ②被保険者(*)が独立して生計を営むようになられた場合
- ③被保険者(*)が特定の個人により扶養されなくなった場合

(*) 傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

〈ご注意〉(必ずお読みください)(P.17)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレット裏表紙をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした 新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(「学生・こども総合保険」の疾病補償基本特約・疾病による学業費用補償特約)にお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の責任期間開始前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ③新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)

事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般財団法人日本損害保険協会 **0570-022-808**

そんぽADRセンター **ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)**

- ・受付時間 [平日 9:15 ~ 17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかげ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

＜ご注意＞(必ずお読みください)

- この保険は学校法人京都産業大学が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となる方は京都産業大学に在籍する学生（入学等手続を終えた方を含みます）の保護者に限ります。（学生ご本人が成人の場合は、学生ご本人もお申込人となることが可能です。）
- この保険で被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、京都産業大学の学生（入学等手続を終えた方を含みます）です。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
- 柔道整復師（接骨院・整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- お客様のご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ＜保険金支払いの履行期＞
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出をいただいからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}
 - (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - (*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- ＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞
被保険者または保険金を受け取るべき方（これの方の代理人を含みます）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくよ

うお願いがあります。

●＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできることなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出により、被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、示談交渉をお受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することができます。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●賠償責任保険金・携行品損害保険金・生活用動産保険金の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出してください。

●＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金・解約返り金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

●＜税法上の取扱い＞(2025年10月現在)

払い込んでいただぐ保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガの補償タイプ」（A・Cタイプ）の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

- 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

- 払込取扱票（加入申込票）への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、払込取扱票（加入申込票）に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・払込取扱票（加入申込票）の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・払込取扱票（加入申込票）の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいているか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・払込取扱票（加入申込票）の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の払込取扱票（加入申込票）によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

この保険契約に関する個人情報について、 引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および MS & AD インシュアラ NS グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することができます。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご相談・お問合せ先

【代理店・扱者】

銀泉株式会社京都支店

〒604-8134 京都市中京区六角通東洞院西入堂之前町254ウエスト18ビル3階

TEL:075-213-4330 FAX:075-213-4370

株式会社サギタリウス企画（非幹事代理店）

〒603-8555 京都市北区上賀茂本山436番地 京都産業大学内

株式会社サギタリウス企画は京都産業大学100%出資の会社です。

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

京都支店 金融法人営業課

TEL:075-343-6141 FAX:075-343-6189